

別紙1

事業収支試算

(福津市総合運動公園・久末総合公園・あんずの里運動公園・宮の元公園・本木川自然公園指定管理について)

市が試算した事業収支は以下のとおりです。各項目を参照して収支計画書を作成してください。

なお、収支計画書には、適宜項目を分けて計上してください。

【単位：千円】

項目	区分	左記内容	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収支項目	指定管理料	市が指定管理者に交付する管理料（提案額の上限額）です。なお、指定管理料には、消費税額及び地方消費税額を含みます。	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400
	利用料金収入	有料公園施設の利用料金の収入です。	12,860	12,860	12,860	12,860	12,860
	自主事業収入	自主事業による収入（売上、参加費等）です。	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	手数料収入	公園内に設置している自動販売機手数料の収入です。なお、土地使用料については市の収入となります。	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	その他収入	自動販売機電気使用料等、指定管理者が代行して水道光熱費として支払った相当額を使用者（利用者）に請求することにより得られる収入です。	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
収入合計			162,660	162,660	162,660	162,660	162,660
支出項目	人件費	給料手当、臨時雇賃金、共済費、その他手当等に係る費用です。	71,220	71,220	71,220	71,220	71,220
	維持管理費	保険料、水道光熱費、修繕費、電気保安費、夜間警備費、浄化槽点検費、遊具点検費、清掃費、植栽管理費、草・芝管理費、燃料費、原材料費、その他維持管理に係る費用です。保険料には指定管理者の責に帰すべき事由による事故発生等に備えて指定管理者が加入する損害賠償保険の費用を含みます。	53,800	53,800	53,800	53,800	53,800
	(上記の内、修繕費)	※修繕費は予算額を12,000千円/年とし、決算額が予算額を下回った場合は清算を行います。	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	総務費	賃貸料、旅費交通費、消耗品費、通信費、事務用品費、厚生費、備品費、消耗備品費、租税公課、その他総務にかかる費用です。	25,640	25,640	25,640	25,640	25,640
	事業費	環境美化啓発事業を含む自主事業にかかる費用です。仕様書及び自主事業実績を勘案した上で、事業計画を提案してください。なお、環境美化啓発事業については、市と指定管理者の役割分担に関わらず、指定管理者が自主的に取り組む事業として事業計画に必ず計上してください。	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
支出合計			162,660	162,660	162,660	162,660	162,660
収支差引			0	0	0	0	0

別紙2

指定管理者選定における審査基準表

選定基準	審査項目	採点 (A)	加算率 (B)	加算後 A×B
1 市民の平等な利用が確保されていること。	(1) 利用者の平等な利用の確保	5	1.0	5.0
	(2) 利用者に対するサービスの向上	5	2.0	10.0
	(3) 地域住民、地域団体、市との連携や協働による事業展開	5	3.0	15.0
2 指定施設の効用を最大限に発揮されていること。	(1) 施設の効果的な活用	5	2.0	10.0
	(2) 利用者のニーズ把握	5	2.0	10.0
3 管理経費の縮減が図られていること。	(1) 管理経費の縮減	5	1.0	5.0
4 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	(1) 管理運営に必要な人員配置計画	5	1.0	5.0
	(2) 安全管理への対策	5	1.0	5.0
	(3) 専門性、熱意、意欲	5	1.0	5.0
	(4) 個人情報の保護	5	1.0	5.0
5 市長が指定施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること。	(1) 地元の団体優先	5	1.0	5.0
	(2) 施設特有の利用（特色）	5	3.0	15.0
	(3) その他	5	1.0	5.0